

## 富士市消防本部住宅用火災警報器取付け等支援実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、住宅用火災警報器の普及を図り、火災から高齢者等の生命及び財産を守るため、自ら住宅用火災警報器を設置することが困難な富士市に居住する高齢者等の世帯に対する住宅用火災警報器の取付け又は取替え（以下「取付け等」という。）の支援（以下「支援」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (支援対象世帯)

第2条 支援の対象となる世帯（以下「支援対象世帯」という。）は、次に掲げる世帯とする。

- (1) 65歳以上の者のみで構成されている世帯
- (2) その他消防長が支援する必要があると認める世帯

### (支援内容)

第3条 支援の内容は、支援対象世帯に対して、消防職員が住宅用火災警報器の取付け等を行うものとする。ただし、電気工事を伴うものを除く。

### (申請)

第4条 支援を受けようとする者（以下「支援対象者」という。）は、住宅用火災警報器取付け等支援申請書（様式第1号）（以下「支援申請書」という。）を消防長に申請しなければならない。ただし、支援対象者が身体的理由等により申請ができない場合においては、代理人が申請できるものとする。

2 支援対象者は、支援対象世帯以外の者が所有する住宅に居住している場合は、支援に当たり、住宅所有者の承諾を得なければならない。

### (支援条件)

第5条 支援対象者は、次の各号に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 住宅用火災警報器（消防法第21条の9第1項の規定に基づく型式適合検定に合格したものである旨の表示があるもの）、ねじその他住宅用火災警報器の取付け等に必要な物を、事前に用意すること。
- (2) 支援に際して申請者が立会うこと。

### (決定)

第6条 第4条の規定による申請を受理した消防長は、内容を審査し、支援の可否に関し、申請者に対して通知するものとする。

### (日程調整)

第7条 消防長は、前条により支援の決定をしたときは、申請者と日程調整を行った後、支援を行うものとする。ただし、消防職員が災害出動等の緊急的な対応をする場合又は申請者の立会いができない場合には、日程を再調整することとする。

(取付場所の確認)

- 第8条 消防職員は、支援を行う住宅に訪問するときは、取付場所の確認を行い、支援が困難であると判断した場合においては、支援の実施を延期するものとし、申請者に対して住宅用火災警報器取付け等支援延期同意書(様式第2号)に記入を求めることとする。ただし、申請者が同意書の記入を拒否した場合には、支援は行わないこととする。
- 2 前項の規定による同意を得た場合には、延期理由項目が改善された後に、申請者からの要請により支援を行うこととし、支援申請書の提出は、省略するものとする。

(承諾書)

- 第9条 消防職員は、支援が可能であると判断した場合には、申請者に支援を行う場所の説明を行い、住宅用火災警報器取付け等支援承諾書(様式第3号)(以下「承諾書」という。)の記入を求めることとする。ただし、申請者が承諾書の記入を拒否した場合には、支援は行わないこととする。

(免責)

- 第10条 支援に関して、住宅用火災警報器及び住宅等に汚損、毀損等が生じた場合、消防長及び消防職員は賠償責任を負わないものとする。
- 2 支援実施後の住宅において、住宅用火災警報器の不備が原因で損害が発生した場合、又は火災が発生し、拡大しても消防長及び消防職員は賠償責任を負わないものとする。

(補則)

- 第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。